

福祉医療制度のご案内(必ずお読みください)

松本市では、乳幼児、児童、障がい者、父母のいない児童、ひとり親家庭の母子父子の健康保持と福祉の増進を図るため医療機関の窓口で支払う医療費を一部助成しています。

1 福祉医療費の給付対象者および給付対象の医療費

給付対象者	給付方法	医療費支払方法など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 18歳年度末を経過した障害資格の方 ・ ひとり親資格の保護者等 	償還払い (自動給付)	県内医療機関、調剤薬局等で受給者証（緑色）を提示 ・ 保険診療の一部負担金を一旦窓口にて支払い ・ 後日（3か月後頃に）指定口座へ給付 ※おとなの医療費は、無償化の対象ではありません



- * 福祉医療の医療費は、1か月1医療機関（1レセプト）ごとに500円、調剤薬局は処方箋を出した医療機関（1レセプト）ごとに上限500円です。500円未満の金額は自己負担、入院時の食事療養費は2分の1が助成対象です。
- * 自費・保険適用外のもの（選定療養費、室料差額、おむつ代、健康診断、予防接種、文書料、容器代等）は、福祉医療給付の対象外です。

2 医療費の償還払い(領収証申請)

県外医療機関や受給者証を未提示での受診で、保険診療の一部負担金(1~3割)を医療機関窓口で支払った領収証、保険適用になった補装具代の領収証が申請の対象です。

受診月の翌月以降1年以内に市役所・支所出張所で申請することで、後日、松本市が受給者に給付(口座振込)します。期限を過ぎたものは受付できませんので、忘れずにご申請ください。

(1) 手続きに必要な持ち物

領収証：受診者氏名・受診日・医療機関名・保険点数の分かるもの

【添付書類が必要な領収証】

領収証の種類	添付書類
内容が不明瞭な領収証	レセプトもしくは診療明細書
21,000円以上の高額な領収証 ※償還払いの自動給付、領収証申請のいずれの場合も	支給決定通知書等 ※後日、ご案内の通知と申請書を郵送しますので、加入保険者に高額療養費・附加給付金などを確認し、必要書類をご添付ください。
補装具の領収証	①領収証 ②作成時の指示書 ③保険者より発行の決定通知書等 ※コピーでの申請可、松本市国保の方は③の提出不要

【申請できない領収証】

領収証の種類	理由
負担割合100%（10割）の領収証 保険者で1~3割負担に精算できないもの	保険適用でないため
第三者行為、公務災害による領収証	加害者保険などから、治療費が支払われるため
学校でのけがや病気による領収証	学校で加入しているスポーツ保険から支給されるため

* ご不明な点はお問い合わせください。

(2) 医療費の給付

給付日：毎月13日(土・日・祝日の場合は直前の平日)

- ・ 21,000円未満の医療費 … 受診月（医療費支払い完了）から3~4か月後
- ・ 21,000円以上の医療費 … 受診月（医療費支払い完了）から4~6か月後
- ・ 前期・後期高齢者の方 … 高額療養費などの確認後になります。

振込通知：通知の発行はありません。振込額は通帳へ記帳し確認してください。

裏面もご覧ください

3 その他の注意事項等

- (1)松本市から転出すると本市の福祉医療の資格は喪失しますので、受給者証をご返却ください。新住所地で改めて手続きが必要です。
- (2)保険証および住所、指定の口座等の変更がある場合は、変更届をご提出ください。保険変更の届出には、保険証情報のわかるもの（受給者全員分）が必要です。
- (3)自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）・養育医療・小児慢性特定疾病医療など、他の受給者証をお持ちの方は、福祉医療費受給者証とあわせて医療機関へご提示ください。他の公費負担制度を利用した医療費も福祉医療の助成対象になります。
- (4)ひとり親資格及び障がい者資格で、所得制限等により受給資格が一旦喪失になった方は、再度申請が必要になります。前年の所得が減額になった方はご相談ください。
- (5)精神障害者保健福祉手帳で資格取得されている65歳未満の方は、通院のみの給付です。
- (6)確定申告の医療費控除は、自己負担金分（1レセプト500円（緑の受給者証の方）と自費分）です。福祉医療給付金は対象外です。

4 医療機関でのお支払いが困難な場合

福祉医療費給付金貸付制度があります。個人市民税非課税世帯で市税等の滞納がない方が対象です。

- (1)審査がありますので事前に申請してください。
- (2)福祉医療の支給額の範囲内が対象です。

5 福祉医療資格対象者所得

資格区分		所得制限	有効期限	更新手続き
子育て支援医療 (0歳～18歳年度末まで)		なし	18歳年度末まで	不要
ひとり親家庭支援医療 (母子家庭の母子・父子家庭の父子・ 父母のいない児童など)		あり	11月1日から1年間 (18歳到達月末まで)	自動更新 ・毎年10月末に、資格更新になる方には新しい受給者証を、更新できない方には通知を郵送します。 ・18歳以上20歳までは高校の在学証明書の添付が必要です。 ・所得制限のある区分で、世帯の中に所得の確認ができない方(未申告)がいる場合は更新できません。
障害者支援医療	身体障害者手帳	1・2級 3・4級	なし あり	自動更新 ・毎年7月末に、資格更新になる方には新しい受給者証を、更新できない方には通知を郵送します。 ・所得制限のある区分で、世帯の中に所得の確認ができない方(未申告)がいる場合は更新できません。 ・手帳などの再認定を受けていないと更新できません。 ・特別児童扶養手当の資格で認定の方は、所得状況届（毎年8月）の提出が必要です。
	療育手帳	A1 A2・B1	なし あり	
	(20歳未満) 特別児童扶養手当	1・2級	あり	
	(65歳未満) 精神障害者保健福祉手帳 ※通院のみ	1級 2級	なし あり	
	(後期高齢者医療保険加入者) 精神障害者保健福祉手帳 (65歳以上)	1・2級	あり	
	国民年金別表該当(障害基礎年金受給者)		あり	
			8月1日から1年間 ※手帳の有効期限または 7月31日の早い日付まで ただし、手帳および資格の 再認定・再判定を受けてい ることが条件	

※障がい児(18歳年度末まで)の世帯の所得制限はありません。

18歳年度末以降からは世帯の所得審査を行い、該当になる方には新しい受給者証を郵送します。

【受付窓口】



◎こども福祉課
松本市役所東庁舎1階（9番窓口）
電話 0263-33-9855（直通）
E-mail: kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp

詳しくはこちら



◎障がい福祉課
松本市役所東庁舎1階 電話 34-3036
◎西部福祉課
波田支所内 電話 92-3002

※20歳以上の障がい者資格の方は、障がい福祉課または西部福祉課が窓口です。